資料-5

東北地方戦略懇談会設置要綱

（名称）

第１条　　本懇談会は、東北地方戦略懇談会（以下、懇談会という）という。

（目的）

第２条　　本懇談会は、東北六県における将来ビジョン等広域的視点に立った地方戦略について、意見交換し、それを共有するとともに、新たな東北の地域づくりの推進を図ることを目的とする。

（組織）

第３条　　懇談会は、委員と特別委員をもって組織する。

２　　委員及び特別委員は別表に定める。

３　　特別の事項に際し、議長は特別委員に意見を求めることが出来る。

（会長および副会長）

第４条　　懇談会に議長を置く。

２　　議長は、国土交通大臣とする。

３　　議長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

４　　副議長は、東北地方整備局長・東北運輸局長とする。

５　　副議長は、議長を助け、議長に事故があるときはその職務を代理する。

（運営）

第５条　　懇談会は、議長が召集する。

（事務）

第６条　　懇談会の事務は、東北地方整備局企画課及び東北運輸局交通企画課が処理する。

（雑則）

第７条　　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が懇談会に諮って定める。

（附則）

この要綱は、平成１５年７月５日から施行する。

平成２１年６月９日改正

平成２８年２月１５日改正

別　表

東北地方戦略懇談会

（委員）

	機関名	役　職
○地方公共団体	青森県	知事
	岩手県	知事
	宮城県	知事
	秋田県	知事
	山形県	知事
	福島県	知事
	新潟県	知事
	仙台市	市長
	新潟市	市長
○地元経済界	東北経済連合会	会長
	東北六県商工会議所連合会	会長
	新潟県商工会議所連合会	会頭
○国土交通省		大臣
	東北地方整備局	局長
	東北運輸局	局長
	東京航空局	局長
	第二管区海上保安本部	本部長
	仙台管区気象台	台長
	国土地理院東北地方測量部	部長

（特別委員）

○他省庁地方分局	東北総合通信局	局長
	東北農政局	局長
	東北経済産業局	局長
	岩手復興局	局長
	宮城復興局	局長
	福島復興局	局長